

NPO法改正に伴う手続きについて

本年4月1日に改正NPO法が施行され、各法人におかれては改正に伴う対応をお願いしているところですが、改めて対応状況の御確認をお願いします。

なお、すでにご対応されている法人にあっては、行き違いの失礼をご容赦ください。

● 理事の代表権の制限

これまで	理事全員を法務局で登記
これから	代表権のある理事(理事長・代表理事等)のみを登記

法改正により、例えば「理事長は、この法人を代表し」という旨の定款の定めがある場合には、その理事長のみを登記することになりました。これまで登記していた代表権のない理事は、登記が不要となります。このため、代表権のない理事を登記している場合、代表権喪失の変更登記が必要になります。

この登記申請は、法施行後6か月以内（10月1日(月)まで）に行わなければいけません。

この登記を怠った場合、20万円以下の過料に処せられる場合がありますので、各法人にあっては定款を確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

なお、法人登記に関することは、和歌山地方法務局までお問い合わせください。

- ・和歌山地方法務局（和歌山市二番丁2番地）
電話：073-422-5131（代表）
- ・法務省HP「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（依命通知）」等について
（登記申請の様式等が掲載されています）
〔http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00067.html〕

● 定款の変更

法改正により、定款変更時の届出事項が拡大されました。このため、改正前の法律にあわせていた「定款の変更」条項の文言修正が必要となります。

● 活動計算書の導入について

法改正により、法人が作成する会計書類が変更となりました。

会計書類として「活動計算書」等を導入する場合は、定款の「収支計算書」等の名称を「活動計算書」等に変更する必要があります。

法改正の趣旨をふまえ、活動計算書の導入をご検討いただき、活動計算書を導入する時期にあわせて定款変更してください。

理事の代表権喪失の変更登記はお済みですか？

特定非営利活動促進法の改正に伴い、平成24年4月1日から、特定非営利活動法人（NPO法人）の代表権に関する登記事項等が変更となりました。これに伴い、現在、登記されている理事について、**平成24年10月1日(月)までに**変更の登記が必要となる場合があります。



登記をしないままだと
どうなっちゃうの??

改正法では代表権喪失の登記は「義務」付けられているので、手続を怠ると過料に処させる可能性もあります。

今すぐ定款をチェック



定款

第1章 総則
第1条 この法人は

現在の定款に、
例えば
「理事長は、この法人を代表し、
その業務を総理する。」等、
特定の理事のみが
法人を代表することを定めている
NPO法人などが該当します。

期日は
10月1日まで!



登記の詳しい手続は
最寄りの法務局へ